

クロスランドおやべ（令和6年4月1日改定）

改 正 後								現 行							
別表第3 1 クロスランドセンター施設利用料金								別表第3 1 クロスランドセンター施設利用料金							
(単位：円)								(単位：円)							
種別		基本利用料金						種別		基本利用料金					
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時30分	9時～ 17時	13時～ 22時30分	9時～ 22時30分			9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時30分	9時～ 17時	13時～ 22時30分	9時～ 22時30分
メイン ホール (打合 室、ス タッフ 控室を 含む。)	平日	21,020	38,090	47,290	44,660	68,300	84,070	メイン ホール (打合 室、ス タッフ 控室を 含む。)	平日	17,090	30,970	38,450	36,310	55,530	68,350
	休日、 土、日	24,960	45,980	56,480	53,860	81,440	101,140		休日、 土、日	20,290	37,380	45,920	43,790	66,210	82,230
セレナ ホール	平日	10,500	18,390	23,640	21,020	32,840	40,730	セレナ ホール	平日	8,540	14,950	19,220	17,090	26,700	33,110
	休日、 土、日	13,140	22,340	28,910	24,960	39,410	48,600		休日、 土、日	10,680	18,160	23,500	20,290	32,040	39,510
楽屋（小）		260	530	650	530	920	1,050	楽屋（小）		210	430	530	430	750	850
楽屋（中）		390	650	920	790	1,320	1,570	楽屋（中）		320	530	750	640	1,070	1,280
楽屋（大）（分割 利用は、半額とす る。）		650	1,180	1,440	1,320	2,100	2,630	楽屋（大）（分 割利用は、半額 とする。）		530	960	1,170	1,070	1,710	2,140
控室（小）		260	530	650	530	920	1,050	控室（小）		210	430	530	430	750	850
控室（大）（分割 利用は、半額とす る。）		530	790	1,050	920	1,440	1,850	控室（大）（分 割利用は、半額 とする。）		430	640	850	750	1,170	1,500

改 正 後						
主催者控室	390	650	790	650	1,050	1,320
練習室	1時間当たり					400
リハーサル室	1時間当たり					1,080
和室（和室控室を含む。）	1時間当たり					360
会議室	1時間当たり					570
ギャラリー						2,240
エントランスホール						1,570
付属設備	実費を勘案して市長が定める額					

備考

- 1 メインホール又はセレナホール（以下「ホール」という。）の利用者が入場料若しくはこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金は、ホールの基本利用料金に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
  - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,100円を超え3,300円以下の場合 基本利用料金の20パーセントに相当する額
  - (2) 入場料等の最高額が3,300円を超え5,500円以下の場合 基本利用料金の50パーセントに相当する額
  - (3) 入場料等の最高額が5,500円を超え11,000円以下の場合 基本利用料金の80パーセントに相当する額
  - (4) 入場料等の最高額が11,000円を超える場合 基本利用料金の100パーセントに相当する額
- 2 ホール、練習室、リハーサル室、和室、会議室、ギャラリー又はエントランスホールの利用者が入場料等を徴収しない場合であっても、商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合の利用料金は、当該施設の基本利用料金に、当該基本利用料金の50パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 休日、土曜日又は日曜日にホールを利用する場合の基本利用料金は、この表の「休日、土、日」の欄に掲げる額とする。
- 4 冷房又は暖房設備を利用する場合の利用料金は、当該施設の基本利用料金に、当該基本利用料金の20パーセントに相当する額を加算した額とする。ただし、付属設備の場合を除くものとする。
- 5 仕込み（搬入）、リハーサル又は搬出のためホール、ギャラリー又はエントラン

現 行						
主催者控室	320	530	640	530	850	1,070
練習室	1,070	1,390	1,820	2,350	2,990	3,630
リハーサル室	2,780	3,630	4,810	6,300	7,900	9,720
和室（和室控室を含む。）	850	1,390	1,820	1,820	2,670	3,200
会議室	1,500	1,920	2,670	2,990	4,060	5,130
ギャラリー						1,820
エントランスホール						1,280
付属設備	実費を勘案して市長が定める額					

備考

- 1 メインホール又はセレナホール（以下「ホール」という。）の利用者が入場料若しくはこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金は、ホールの基本利用料金に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。
  - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,100円を超え3,300円以下の場合 基本利用料金の20パーセントに相当する額
  - (2) 入場料等の最高額が3,300円を超え5,500円以下の場合 基本利用料金の50パーセントに相当する額
  - (3) 入場料等の最高額が5,500円を超え11,000円以下の場合 基本利用料金の80パーセントに相当する額
  - (4) 入場料等の最高額が11,000円を超える場合 基本利用料金の100パーセントに相当する額
- 2 ホール、リハーサル室、和室、会議室、ギャラリー又はエントランスホールの利用者が入場料等を徴収しない場合であっても、商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合の利用料金は、当該施設の基本利用料金に、当該基本利用料金の50パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 休日、土曜日又は日曜日にホールを利用する場合の基本利用料金は、この表の「休日、土、日」の欄に掲げる額とする。
- 4 冷房又は暖房設備を利用する場合の利用料金は、当該施設の基本利用料金に、当該基本利用料金の20パーセントに相当する額を加算した額とする。ただし、付属設備の場合を除くものとする。
- 5 仕込み（搬入）、リハーサル又は搬出のためホール、ギャラリー又はエントラン

改 正 後

スホールを利用する場合の利用料金は、当該施設の基本利用料金の50パーセントに相当する額とする。

6 同一の利用者が承認を受けた利用時間帯にメインホールの利用形態を1回以上変更して利用する場合の利用料金は、メインホールの基本利用料金に、当該基本利用料金の30パーセントに相当する額を加算した額とする。

7 承認を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の利用料金の額は、1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）につき、当該利用時間帯の基本利用料金の30パーセントに相当する額とする。また、利用時間の短縮による利用料金は、減額しない。

8 練習室、リハーサル室、和室、会議室の利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。

2 交流博覧館施設利用料金

(単位：円)			
種別	区分	単位	利用料金
クロスランドタワー	通常利用	一般（高校生以上）	1人1回 500
		小学生、中学生	1人1回 250
		幼児（3歳以上）	1人1回 130
	特別利用	営利を目的とする利用	1回 36,550
		営利を目的とする利用以外の利用	1回 24,360
	ダ・ビンチテクノミュージアム	一般（高校生以上）	1人1回 210
小学生、中学生		1人1回 110	
クロスランドタワー（通常利用に限る。）及びダ・ビンチテクノミュージアムの共通利用	一般（高校生以上）	1人1回 620	
	小学生、中学生	1人1回 310	
付属設備	実費を勘案して市長が定める額		

備考

1 この表において「通常利用」とは、展望を主な目的としたクロスランドタワーの利用をいう。

現 行

スホールを利用する場合の利用料金は、当該施設の基本利用料金の50パーセントに相当する額とする。

6 同一の利用者が承認を受けた利用時間帯にメインホールの利用形態を1回以上変更して利用する場合の利用料金は、メインホールの基本利用料金に、当該基本利用料金の30パーセントに相当する額を加算した額とする。

7 承認を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の利用料金の額は、1時間（1時間未満は、1時間とみなす。）につき、当該利用時間帯の基本利用料金の30パーセントに相当する額とする。また、利用時間の短縮による利用料金は、減額しない。

2 交流博覧館施設利用料金

(単位；円)			
種別	区分	単位	利用料金
クロスランドタワー	通常利用	一般（高校生以上）	1人1回 430
		小学生、中学生	1人1回 210
		幼児（3歳以上）	1人1回 110
	特別利用	営利を目的とする利用	1回 31,430
		営利を目的とする利用以外の利用	1回 20,950
	ダ・ビンチテクノミュージアム	一般（高校生以上）	1人1回 210
小学生、中学生		1人1回 110	
クロスランドタワー（通常利用に限る。）及びダ・ビンチテクノミュージアムの共通利用	一般（高校生以上）	1人1回 530	
	小学生、中学生	1人1回 270	
付属設備	実費を勘案して市長が定める額		

備考

1 この表において「通常利用」とは、展望を主な目的としたクロスランドタワーの利用をいう。

改正後

- 2 この表において「特別利用」とは、展望フロアの貸切りを目的としたクロスランドタワーの利用をいう。
- 3 この表において「営利を目的とする利用」とは、入場料その他料金を徴収する場合の利用又は商業宣伝、営業その他これらに類する行為を目的とした利用をいう。
- 4 保育所児童が保育士の引率で利用する場合又は幼稚園児童、小学生児童若しくは中学生生徒が教員の引率で利用する場合の利用料金（クロスランドタワーの特別利用及び付属設備の利用に係る利用料金を除く。以下同じ。）については、当該利用料金の50パーセントに相当する額とする。ただし、当該保育士又は教員は無料とする。
- 5 65歳以上の高齢者の利用料金については、年齢を確認することができるものを窓口において提示された場合に限り、当該利用料金の50パーセントに相当する額とする。
- 6 次の各号に掲げるいずれかの手帳の交付を受け、当該手帳を窓口で提示した者及びその介護者（手帳の交付を受けている者1名につき1名に限る。）の利用料金については、当該利用料金の50パーセントに相当する額とする。ただし、この規定にかかわらず、前2項の規定を適用された者の利用料金は、当該利用料金の50パーセントに相当する額を限度とする。
- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付された戦傷病者手帳
- (3) 厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳
- 7 20人以上の団体で利用する場合の利用料金については、前3項の規定を適用された場合を除き、当該利用料金の90パーセントに相当する額とする。
- 8 市長が別に定める日におけるクロスランドタワーの利用料金は、無料とする。

3 交流ひろば等屋外施設利用料金

(単位：円)				
種別	利用形態	単位	利用料金	
交流ひろば	当該施設を占有的に利用する場合	有料	1時間当たり	12,000
		無料	1時間当たり	2,000
野外ステージ	同上	有料	1時間当たり	1,150
		無料	1時間当たり	190

現行

- 2 この表において「特別利用」とは、展望フロアの貸切りを目的としたクロスランドタワーの利用をいう。
- 3 この表において「営利を目的とする利用」とは、入場料その他料金を徴収する場合の利用又は商業宣伝、営業その他これらに類する行為を目的とした利用をいう。
- 4 保育所児童が保育士の引率で利用する場合又は幼稚園児童、小学生児童若しくは中学生生徒が教員の引率で利用する場合の利用料金（クロスランドタワーの特別利用及び付属設備の利用に係る利用料金を除く。以下同じ。）については、当該利用料金の50パーセントに相当する額とする。ただし、当該保育士又は教員は無料とする。
- 5 65歳以上の高齢者の利用料金については、年齢を確認することができるものを窓口において提示された場合に限り、当該利用料金の50パーセントに相当する額とする。
- 6 次の各号に掲げるいずれかの手帳の交付を受け、当該手帳を窓口で提示した者及びその介護者（手帳の交付を受けている者1名につき1名に限る。）の利用料金については、当該利用料金の50パーセントに相当する額とする。ただし、この規定にかかわらず、前2項の規定を適用された者の利用料金は、当該利用料金の50パーセントに相当する額を限度とする。
- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付された戦傷病者手帳
- (3) 厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳
- 7 20人以上の団体で利用する場合の利用料金については、前3項の規定を適用された場合を除き、当該利用料金の90パーセントに相当する額とする。
- 8 市長が別に定める日におけるクロスランドタワーの利用料金は、無料とする。

3 交流ひろば等屋外施設利用料金

(単位：円)				
種別	利用形態	単位	利用料金	
交流ひろば	当該施設を占有的に利用する場合	有料	1回	32,040
		無料	1回	5,340
野外ステージ	同上	有料	1回	3,200
		無料	1回	530

改 正 後					現 行				
タワープラザ	同上	有料	1 時間当たり	640	ふれあい広場	同上	有料	1 回	5,980
		無料	1 時間当たり	120			無料	1 回	960
パターゴルフ	同上	一般（高校生以上）	1 回18ホール	500	タワープラザ	同上	有料	1 回	1,710
		小学生、中学生	1 回18ホール	250			無料	1 回	320
その他の屋外施設	同上	有料	100 m <sup>2</sup> につき 1 時間当たり	60	パターゴルフ	同上	一般（高校生以上）	1 回18ホール	430
		無料	100 m <sup>2</sup> につき 1 時間当たり	10			小学生、中学生	1 回18ホール	210
付属設備	実費を勘案して市長が定める額				その他の屋外施設	同上	有料	1 回 100 m <sup>2</sup> 当たり	110
							無料	1 回 100 m <sup>2</sup> 当たり	20
	実費を勘案して市長が定める額				付属設備	実費を勘案して市長が定める額			
備考					備考				
1 「有料」とは、入場料等を徴収する場合、商業宣伝及び物品等の販売を目的とする場合をいい、「無料」とは、「有料」の場合以外をいう。					1 「有料」とは、入場料等を徴収する場合、商業宣伝及び物品等の販売を目的とする場合をいい、「無料」とは、「有料」の場合以外をいう。				
2 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。ただし、パターゴルフの利用については、この限りでない。					2 9時から12時まで、13時から17時まで、18時から22時30分までの利用区分により、それぞれ利用1回とみなす。ただし、パターゴルフの利用については、この限りでない。				
3 パターゴルフにおいて、夜間（18時から21時まで）に利用する場合の利用料金は、当該利用料金に110円を加算した額とする。					3 パターゴルフにおいて、夜間（18時から21時まで）に利用する場合の利用料金は、当該利用料金に110円を加算した額とする。				
4 パターゴルフの利用料金については、20人以上の団体の場合に限り、当該利用料金の90パーセントに相当する額とする。					4 パターゴルフの利用料金については、20人以上の団体の場合に限り、当該利用料金の90パーセントに相当する額とする。				